

小金井市公民館運営審議会

# 意見・提案シート

◆本審議会の検討内容(今回・次回以降)についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、公民館本館庶務係にご提出ください。次回開催の10日前に届いたものは、本審議会にて資料として配付します。

令和6年2月21日開催の第37期第4回 小金井市公民館  
 運営審議の「公民館の有料化スケジュール(案)」  
 に対する意見提案です。別紙参照  
 (全5枚)

提出日 令和6年4月8日

氏名 菅沼 七三雄

※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。無記名の場合は参考資料として委員に配付し、インターネット等での公開は行いません。

(送付先)

小金井市公民館本館 庶務係 担当：渡辺

〒184-0004 小金井市本町2-15-11 連絡先：042-383-1184

FAX：042-387-1226 E-mail：k020401@koganei-shi.jp

## 公民館の有料化スケジュール案についての意見・提案

4月8日 菅沼 七三雄

公民館の有料化については、直近では、令和3年3月、教育委員会の発行の「小金井市公民館中長期計画」について過去の検討経緯、基本理念を検討し、

- ・公民館主催事業、社会教育活動を行う団体については従来通り無料とする。
- ・団体使用が行われていない施設のみ利用時間については、規定を作り、有料での貸し出しをする、としている。

この中長期計画は、パブリックコメント、市民説明会后、実施しているものです。  
(小金井市公民館中長期計画のP17、資料集P22、概要版を添付)

### 意見・提案

- (1) 行政施策の継続性から、令和3年3月、上記教育委員会作成の「小金井市中長期計画」に記されている基本理念、課題への対応の実現を図る時期ではないでしょうか。  
もし、上記計画を変更するときには、市民が納得する環境条件の変化、変更理由を明確にしてほしい。
  - ・例えば、無料と減免とは、どう意味合いが相違するのですか。  
案では、1公民館が使用するとき「減免」とありますが、その活動目的からして、無料は当然と思いますが。減免とは、他の設備は有料であるから、それとの比較から、無料でも減免と表現したとか？
- (2) 公民館の減免基準案の1, 2, 3, 項は、無料(案では、減免)。
- (3) 社会教育関係団体の活動は、公民館は社会教育の実践の場であり、そのための活動をしており、無料(案では、減免)。
- (4) 公民館使用団体登録済みの活動  
現在、本来の公民館の活動目的にそった活動と、公民館活動に逸脱する活動(例えば、習い事で塾まがいの活動等)が混在しており、この線引きを行い、後者は有料とする。
- (5) 公民館の空き時間が、現在30%以上あり、この時間は、有料で貸し出す。  
\*内容について、必要であれば、話しに行きます。

「小金井市公民館中長期計画」令和3年3月 教育委員会発行より  
10 公民館施設使用料の有料化

## 2) 検討のまとめ

第33期公運審答申での検討、第34期、第35期公運審での検討、さらに公民館の利用状況を踏まえ、市施設使用料の有料化について、本計画では以下の考えを取りまとめました。

- ① 公民館は、憲法、教育基本法、社会教育法で保障されている学習権、すべての国民が等しく教育を受ける権利を実現するための社会教育施設です。公民館では、学びを通して地域課題解決活動等が市民により主体的に行われており、従来の考え通り無料とします。
- ② 未利用時間については、規定を作り、有料での使用を認めます。

現在、公民館使用団体として登録はないが地域で活動している団体が、施設が空いている場合、一回のみ利用するという利用方法があります。

このような利用については、受益者負担基準に定める基本原則「公平性の確保」(特定の市民を対象とするサービスについて、受益者に適正な負担を求めることにより、実質的な公平性を確保する)が適用される利用と考え、使用料を有料とします。

## 3) 使用料算定方法について

使用料の算定については、「小金井市受益者負担基準」に基づき、下記の算出方法を用います。また、先行して有料化を行った集会施設の使用料との整合性も考慮することとします。

### 施設使用料の算定方法

施設使用料 = (人件費 + 維持管理費 + 減価償却費)

÷ 総面積 ÷ 年間使用可能時間 × 貸出面積 × 貸出時間

## 2) 近隣市等の公民館施設使用料の設定について

考え方		使用料の設定・減免規定	有料化割合	該当する市(収入額)
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館は社会教育の実践の場であり、条例等に基づく使用料無料の考えを踏襲する。</li> <li>憲法、教育基本法により、基本的人権(学習権)、教育の機会均等(金銭的優位性により学びの格差が生じないようにする)等は保障されているため、使用料は無料とする。</li> </ul>	社会教育実践の場としての公民館での活動は無料。		国立市 西東京市 福生市 小金井市
2-1	基本的な考え方は1と同じ [無料とする対象] ① 公民館主催事業 ② 行政使用、教育委員会が認めたもの ③ 市から補助金を受けている団体 ④ 公民館使用団体登録済みの団体の活動 本市の使用料有料化は上記考え方を参考とする	左記の条件は無料、未利用時間の有効活用を図り、未利用時間の使用は有料とする。 例1) 個人的なグループ活動、自治会等の団体、未登録団体の活動 例2) 不定期使用の団体 例3) 構成員の半数以上が市外在住、在勤、在学の団体の活動 ※有料とする範囲の基準整理、明文化が重要 参考:東大和市「公民館運営事務処理取扱基準」	該当する市の規定による	昭島市(79.1万円) 小平市(138万円) 日野市(0円) 東大和市(27.4万円)
2-2	基本的な考え方は1と同じ [無料とする対象]①、②、③ ④を⑤社会教育関係団体活動とする	左記の条件は無料、未利用時間の有効活用を図り、未利用時間の使用は有料とする。		
2-3	基本的な考え方は1と同じ [無料とする対象]①、②、③ ④を⑥社会教育法第20条の目的に合致する活動とする。	左記の条件は無料、未利用時間の有効活用を図り、未利用時間の使用は有料とする。 [課題点]社会教育法第20条の目的に合致するかどうかの判断が難しく、結果として無料の市が多い	該当する市の規定による	国分寺市(35.1万円) ※市外の団体は有料
3	受益者負担、市の財源確保の観点から全て有料 [課題点]社会教育活動・課題解決活動をどう評価するか	①、②、③は免除、その他は有料とする。 ※狛江市は減額、免除の規定あり	ほぼ100%	町田市(1,194万円) 狛江市(808万円) ※その他都公連非加盟市多

出典：平成31年度東京都公民館連絡協議会委員部会資料を基に作成

# 小金井市公民館中長期計画概要版(令和3年3月)

公民館では公民館運営審議会とともに、平成30年度から約3年間をかけて公民館の将来像や今後の在り方を定める小金井市公民館中長期計画を策定しました。

本計画は、これからの公民館が市の社会教育、生涯学習の核として求心力を発揮していくため、公民館として初めて策定した計画です。各公民館やホームページでぜひ計画全文をご覧ください。

## ★公民館中長期計画の概要を紹介します★

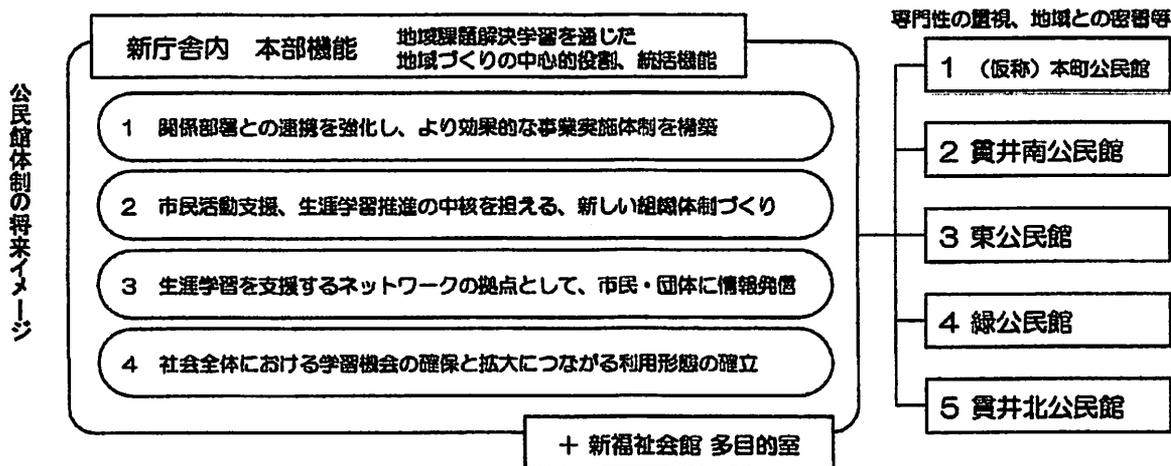
### 1 公民館の将来像

地域課題解決学習を通じた地域づくりを目標とし、市民の誰もが気軽に立ち寄り、自由に学べる機会の提供の拡大に努めること、人生100年時代において、公民館で学び、福祉や社会教育関係団体等の活動で実践することの支援機能強化を、改めて公民館が果たすべき役割と位置付け、将来像を以下のように定めます。

計画期間 長期的な視点の項目は10年  
市の課題に対する中期的な取組は5年

### 2 将来像の実現に向けた取組

地域課題解決学習を通じた地域づくりを実現するため、福祉・子育て・学校・環境分野の関係部署とより一層の連携強化を図ります。今後は、新庁舎内に公民館本部機能を整備し、公民館全体の統括と地域課題解決学習を進めます。また(仮称)新福祉社会館多目的室等を主催事業、市民活動の場として活用します。



※分館の名称を地域密着の「公民館」に改定し、現本館は当面の間活動場所として「(仮称)本町公民館」とします。

### 3 緑センター、貫井南センターの業務運営委託

固有の特徴と課題があり、課題の整理を行った上で、業務委託が公民館事業の活性化等につながるかどうか、総合的な判断を行います。

- ・緑センター：歴史、特徴を踏まえ、宿泊設備、野外調理設備等の有効利用、運営方法の整理を行います。
- ・貫井南センター：児童館併設という特徴を生かし、児童青少年課との調整を進めます。

### 4 施設使用料の有料化

- ・公民館主催事業、社会教育活動を行う団体については従来どおり無料とします。
- ・団体使用が行われていない施設の未利用時間については、規定を作り、有料での貸し出しを行います。

### 5 これからの公民館

- ・地域資源である他団体との連携、アウトリーチ型活動の充実を図ります。
- ・学習様式の多様化への対応を進めます。
- ・公民館職員の計画的な配置と人材育成に注力し、企画実行委員等の活動機会の拡大に努めます。

問合先：生涯学習部公民館庶務係 電話 042 (383) 1184